出資組合から株式会社への組織変更手続

組織変更計画の作成　（第73条の３第１項及び第４項）

↓

総会招集の通知

（第73条の３第３項）
・総会の２週間前までに通知
・会議の目的である事項及び
　組織変更計画の要領について通知

２週間

債権者の異議申立手続

（第73条の３第６項準用第49条及び第50条）
・直近の計算書類に関する事項等を官報に公告
・知れている債権者への個別の催告等

（施行規則第220条第１項）
・最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨
・最終事業年度がない場合にあっては、その旨

組織変更計画の承認のための総会

・組織変更計画の承認（第73条の３第１項）
・議決権の２/３以上の多数による決議（第73条の３第２項）
※　総代会で承認した場合には、10日以内の組合員への通知が必要
　（第73条の３第６項準用第48条の２第１項）

20日

総会に先立ち書面により組織変更に反対の意思を示した組合員は、持分の払戻を請求できる（組織変更の決議の日から20日以内に書面により請求。）

（第73条の４第１項）

債権者の異議申立手続・１月以上

↓

株式会社に組織変更

（第73条の８）
・組織変更計画で定めた効力発生日に株式会社となる
・組織変更計画の定めに従い定款を変更したものとみなす
・組合員は組織変更計画の定めに従い株主となる

２週間

登　　記　（第73条の９）

遅滞なく

組織変更の届出　（第73条の10）

（施行規則第223条）
届出書に組織変更計画等を添付して届出

組織変更に係る書面の備置・６月間　（第74条）

組織変更の無効の訴え・６月間　（第75条）